



2024年3月26日

各位

会社名 株式会社M o n o t a R O
代表者名 代表執行役社長 田村 咲耶
(コード番号: 3064 東証プライム市場)
問合せ先 執行役副社長経営管理部門長 甲田 哲也
電話番号 (06) 4869-7190

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）又はその他の関係会社の商号等

(2023年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	間接所有分	計	
W. W. Grainger, Inc.	親会社	-	50.34	50.34	ニューヨーク証券取引所
Grainger International, Inc.	親会社	-	50.34	50.34	-
Grainger Global Holdings, Inc.	親会社	50.34	-	50.34	-

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

会社の名称: W. W. Grainger, Inc.

2023年12月31日現在、W. W. Grainger, Inc. (以下「Grainger」という) は、同社の100%子会社であるGrainger International, Inc. (以下「Grainger International」という) 及びGrainger Global Holdings, Inc. (以下「Grainger Global Holdings」という) を通じて当社議決権の50.34%を保有しております。Grainger International 及びGrainger Global Holdings はGrainger グループにおける投資会社であり、当社普通株式の議決権行使等に関する実質的な判断については、Grainger が行っております。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

Grainger は、ニューヨーク証券取引所に上場する同グループの中核会社 (2023年12月31日現在の資本金は54,830千ドル) であり、米国において事業所向けにメンテナンス、修理及び業務 (MRO) 用の間接資材及び消耗品等の販売を事業としております。同グループにおいては、Grainger が米国において事業を展開しているほか、関係会社 (子会社及び現地資本との合弁会社) 等を通じて、カナダ、イギリス及びメキシコ等の地域においても同種の事業等を展開しております。

Grainger は、上記のとおり当社の議決権の50.34%を所有する親会社であります。当社グループは、Grainger グループにおいて日本国内を中心に MRO 販売事業を展開する企業として位置付けられており、現在 Grainger グループにおいて当社以外の事業体が日本国内で自ら事業を展開する方針を有していないものと認識しております。

(役員・取締役の兼務状況)

(2024年3月26日現在)

氏名	当社の役職	親会社での役職	就任の理由
Barry Greenhouse (バリー・グリーンハウス)	取締役	W. W. Grainger, Inc. シニア・バイス・プレジデント, マーチャンダイジング & サブ ライヤマネジメント	グローバルサプライチェーンの知見が深く、当社グループ経営に有益な意見を提示することが期待できるため
鈴木 雅哉	代表執行役 会長	W. W. Grainger, Inc. オンラインビジネス担当 マネージングディレクター	同社の就任要請に基づく就任

(当社の独立性の確保について)

当社は、Grainger 及び Grainger グループ企業との関係において、事業運営及び取引の独立性を保つことを基本として事業を遂行しております。取締役1名 (Barry Greenhouse) が Grainger の役員を兼務しておりますが、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、当社の事業活動上も、現状、Grainger 及び Grainger グループ企業と取引は限定的であり、大きく依存する状況にないことから、当社は Grainger から一定の独立性が確保されているものと認識しております。

なお、当社の代表執行役会長である鈴木雅哉と親会社との間に直接の委任契約はなく、鈴木雅哉の前記役職就任は当社と Grainger グループ企業とのサービス契約 (Services Agreement) に基づくものであります。

4. 支配株主等との取引に関する事項

支配株主等との間に開示すべき重要な事項はありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、当社独自の経営判断を行うことができる状況を担保するため、取締役会の構成において、親会社の役員又は従業員を兼務する取締役については、現状は1名体制であり (Barry Greenhouse)、将来においても半数に満たないよう留意することとしております。

以上